

## 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザが発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザの患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

### 【目的】

- 1) ウイルスの県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生が遅延と早期発見に努める。
- 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

### 【対策の考え方】

- 1) 新たに発生したウイルスの病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 海外での発生状況、ウイルスの特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 県内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、県民に準備を促す。
- 5) 検疫等により、県内発生をできるだけ遅らせ、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、社会機能維持のための準備、<sup>★9</sup>プレバンデミックワクチンの接種等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

## 実施体制

### 【体制強化】

対 応 項 目	所 管
○海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、必要に応じて、推進本部会議を開催し、国の動向等、情報の共有を行うとともに、国が示す基本的対処方針に基づき今後対応すべき対策を確認する。	危機管理部 健康政策部
○国等から提供される情報等を庁内で情報共有する必要がある場合、推進本部会議を開催する。	危機管理部 健康政策部

## サーベイランス・情報収集

## 【情報収集】

対 応 項 目	所 管
○国から提供される情報の収集を強化する。	★ <sup>15</sup> 関係部局等

## 【四国4県の連携】

対 応 項 目	所 管
○四国4県での情報共有体制を構築する。	★ <sup>15</sup> 関係部局等

【県内<sup>★9</sup>サーベイランスの強化等】

対 応 項 目	所 管
○引き続き、インフルエンザに関する平時のサーベイランスを実施するとともに、さらに下記の患者把握の強化を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内における新型インフルエンザ患者を早期に発見し、新型インフルエンザの特徴の分析を行うため、全ての医師に新型インフルエンザ患者の届け出を求め、全数把握を開始する。</li> <li>・感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。</li> </ul>	健康政策部 教育委員会

## 情報提供・共有

## 【情報提供】

対 応 項 目	所 管
○県民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ・新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、 <sup>★14</sup> 関係部局のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。	★ <sup>15</sup> 関係部局等
○県ホームページに新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置し、県広報を実施する。	健康政策部 ★ <sup>15</sup> 関係部局等

## 【相談体制】

対 応 項 目	所 管
○必要に応じて、県民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。	健康政策部
○必要に応じて、市町村に対し、相談窓口を設置するよう要請する。	健康政策部
○国の設置するコールセンターを県民に周知する。	健康政策部
○新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課及び市町村にて、県民からの相談に対応する。	★ <sup>15</sup> 関係部局等
○県民からの問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。	★ <sup>15</sup> 関係部局等

## 【情報共有】

対 応 項 目	所 管
○市町村や関係機関等とのインターネット等を活用した迅速かつ双方向の情報共有を検討する。	★ <sup>15</sup> 関係部局等

**予防・まん延防止**

## 【国内での感染拡大防止策の準備】

対 応 項 目	所 管
○患者への対応(治療・隔離)や患者の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。	健康政策部
○検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。	健康政策部

## 【感染症危険情報の発出等】

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザの発生が疑われる又は海外での新型インフルエンザの発生が確認された場合に、国から発出される感染症危険情報を県民や事業所等に周知する。	★ <sup>15</sup> 関係部局等

## 【水際対策】

対 応 項 目	所 管
<p>&lt; 検疫の強化 &gt;</p> <p>○国が提供する発生国から来航する航空機や船舶に関する情報を収集する。</p> <p>・貨物船については、検疫港である高知港において対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合は、感染拡大のおそれに留意しつつ、国と対応を検討する。</p>	健康政策部 土木部
○検疫の強化に伴い、検疫所が実施する措置について必要に応じて協力する。	健康政策部
○検疫の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部
<p>&lt; 密入国者対策 &gt;</p> <p>○発生国からの密入国で、感染者又は感染の疑いのある者がいる場合に備えて、検疫所等関係機関との連携体制を構築する。</p>	警察本部
○感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。	警察本部

## 医療

## 【新型インフルエンザの症例定義】

対 応 項 目	所 管
○国が示す新型インフルエンザの症例定義について、随時、関係機関に周知する。	健康政策部

## 【医療体制の整備】

対 応 項 目	所 管
○発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザに罹患している危険性が高い患者については、帰国者・接触者外来 <sup>★18</sup> において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来 <sup>★18</sup> を設置する。	健康政策部

○ <sup>★18</sup> 帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザの患者が受診する可能性もあるため、高知県医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じたうえで、診療体制を整備する。	健康政策部
○ <sup>★18</sup> 帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザの患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに福祉保健所に連絡するよう要請する。	健康政策部
○衛生研究所は、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体の亜型の検査を行い、確定診断を行う。	健康政策部

★17  
【帰国者・接触者相談センターの設置】

対 応 項 目	所 管
○ <sup>★17</sup> 帰国者・接触者相談センターを設置する。	健康政策部
○発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、 <sup>★18</sup> 帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。	健康政策部

【医療機関等への情報提供】

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。	健康政策部

【検査体制の整備】

対 応 項 目	所 管
○衛生研究所は、国立感染症研究所等と連携し、新型インフルエンザに対する <sup>★24</sup> PCR検査の実施体制を速やかに整備する。	健康政策部

★5  
【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等】

対 応 項 目	所 管
○県内における <sup>★5</sup> 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。	健康政策部
○県及び医療機関は、必要な場合には、備蓄した <sup>★5</sup> 抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等には、必要に応じて、 <sup>★5</sup> 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。	健康政策部
○引き続き、 <sup>★5</sup> 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。	健康政策部

## ワクチン

## 【接種体制】

対 応 項 目	所 管
<sup>★20</sup> <プレパンデミックワクチン> ○国の定めた医療従事者及び社会機能の維持に関わる者の具体的な範囲及び接種順位に従い、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て接種を行う。	健康政策部 ★15 関係部局等
<sup>★21</sup> <パンデミックワクチン> ○全県民が速やかに接種できるよう、新型インフルエンザの病原性が高く、感染力が強い場合、公費で集団的な接種を行うことを基本として、国の要請により、関係機関と協力して具体的な接種体制の準備を進める。	健康政策部 ★15 関係部局等
<sup>★20</sup> ○プレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合、まず <sup>★21</sup> パンデミックワクチンを、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て先行的に接種する。	健康政策部 ★15 関係部局等
<sup>★21</sup> ○パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始するよう市町村に対し求める。	健康政策部 ★15 関係部局等

## 【情報提供】

対 応 項 目	所 管
○ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。	健康政策部

## 【モニタリング】

対 応 項 目	所 管
<sup>★20</sup> ○プレパンデミックワクチン及び <sup>★21</sup> パンデミックワクチン接種開始に伴い、国が行う接種実施モニタリングや有効性の評価、副反応情報の収集・分析及び評価に協力する。	健康政策部

## 社会・経済機能の維持

## 【事業者の対応】

対 応 項 目	所 管
○事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備を行うよう要請する。	★ <sup>15</sup> 関係部局等
○社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた準備を行うよう要請する。	★ <sup>15</sup> 関係部局等

## 【遺体の火葬・安置】

対 応 項 目	所 管
○市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを必要に応じて要請する。	健康政策部